

平成28年度事業計画

健康保険、船員保険、厚生年金保険及び国民年金の被保険者（被保険者であった者を含む。）及びその被扶養者（以下「被保険者等」という。）の健康の増進及び福利の向上を図るとともに、社会保険制度の普及発展に資することを目的に次の事業を行う。

1. 制度振興事業

社会保険事務講習会を中心として、新任担当者・年金実務及びシニア向けなどに特化した講習会の開催、また、制度改正時には、日本年金機構及び全国健康保険協会の意向を踏まえ、冊子・パンフレット等の作成を行い、説明会の開催などの支援を行う。

- (1) 社会保険事務講習会（5月～3月の間 年3回 16会場）
- (2) 労働関係事務講習会（11月 5会場）
- (3) シニアライフセミナー（1月 1会場）
- (4) 算定基礎届説明会の協力・支援（6月）
- (5) 「事務手続き」等制度周知の冊子の配布（算定基礎届時）
- (6) 制度改正等に伴う周知用冊子・パンフレット等の配布(随時)
- (7) 制度説明に関する優良図書の斡旋（随時）

2. 広報事業

広報誌「社会保険ひょうご」を重要な広報媒体として、日本年金機構及び全国健康保険協会と密接に連携を図り事業を展開する。

また、ホームページについても、効果的な活用が図れるよう情報内容・開示方法等について、逐次更新及び改善等を行う。

- (1) 広報誌「社会保険ひょうご」の発行。（6回 奇数月）
- (2) 社会保険事業・協会事業等の「ホームページ」への掲載。（随時）
- (3) 協会事業の理解を深めるための「協会のごあんない」の作成・配布。（5月）
- (4) その他必要に応じ適切な広報に努める。

3. 健康啓発事業

被保険者等に対し、生活習慣病・メタボ予防をはじめとする健康への意識の向上を図るため、次の事業を全国健康保険協会と連携して実施する。

- (1) 広報誌・ホームページ等を活用し健康管理への啓発を行う。(随時)
- (2) 生活習慣病予防健診及び特定健康診査の推進に協力する。
- (3) 心の健康セミナー(メンタルヘルス)の実施
- (4) 健康増進・健康づくりの研修用DVDの貸し出し(年間)
- (5) 健康づくり・疾病予防等の冊子・パンフレット類の配布(随時)
- (6) ボウリング大会の実施。(9月～3月 10会場)
- (7) その他

4. 福利厚生事業

被保険者等の福利厚生の充実を図る。

実施に当たっては、事業所及び被保険者等のニーズをよく把握研究して、充実した余暇活用等の奨励を図る。

(1) 利用料等の補助事業

ア. 灘浜ガーデンバーデン(プール)利用料の補助

イ. 海遊館・水族園・海づり公園・潮干狩り・ぶどう狩りの入園料の補助

ウ. 海の家・日帰り温泉等の利用料補助

(2) 利用料の割引制度事業

① 契約宿泊施設等

ア. 有馬温泉 古泉閣

イ. 城崎温泉 西村屋ホテル招月庭 外28旅館

ウ. 湯村温泉 朝野家・まきばの宿

エ. 神戸舞子 シーサイドホテル舞子ビラ神戸

オ. 赤穂温泉 銀波荘・祥吉

カ. 淡路島 海上ホテル・海月館

キ. 浜坂温泉 浜坂温泉保養荘

- ク. 三朝温泉 三朝館 (鳥取県)
- ケ. はわい温泉 望湖楼 (鳥取県)
- コ. 玉造温泉 松乃湯 (島根県)
- サ. 湯郷温泉 湯郷グランドホテル (岡山県)
- シ. 瀬波温泉 健康保険瀬波保養所 松風荘 (新潟県村上市)
- ス. 伊勢志摩 志摩別邸「ひろはま荘」(三重県)
- セ. ホテル法華倶楽部グループ 全国15ホテル
- ソ. 保養所システム ダイワロイヤルホテルズ 全国28カ所

② その他の契約施設等

- ア. 神戸六甲ボウル
- イ. リゾ鳴尾浜 (全天候型プール)
- ウ. 六甲山牧場
- エ. 万葉倶楽部ハーバーランド温泉
- オ. 六甲山高山植物園外8施設の割引クーポンの配布
- カ. 新歌舞伎座公演等の斡旋
- キ. 劇団四季公演等の斡旋

(3) その他事業

- ① 経営者向け業務災害補償制度 経営ダブルアシスト (最大55%割引)
- ② タイムズカーレンタル (全国)

5. 社会保険委員会との連携について

社会保険委員会の事業実施に対して、連携・協力、或いは一体となって活動を行い、共に社会保険事業の円滑な運営に寄与する。

- (1) 社会保険委員会連合会、各社会保険委員会及び年金委員 (職域型) 並びに健康保険委員の活動を助成する。
- (2) 年金委員 (職域型) 及び健康保険委員の活動に必要な参考資料等を提供する。
- (3) 年金委員・健康保険委員の功労者表彰等に協力支援する。

6. 年金受給者協会への協力について

社会保険制度の元被保険者であった年金受給者が組織し、年金受給者の福利厚生及び年金制度の普及発展を目的に活動している年金受給者協会を支援し、共に社会保険事業の円滑な運営に寄与する。

- (1) 年金受給者協会の活動を支援（人的・資金的）する。
- (2) 年金受給者協会の功労者表彰等に協力支援する。
- (3) 年金受給者協会の活動に必要な参考資料等を提供する。

7. 諸会議の開催

事業運営のため、次の会議を開催する。

- (1) 理事会
- (2) 評議員会
- (3) 理事・監事懇談会
- (4) 支部幹事会

8. 指導及び監査の実施

事業の円滑な運営を期するため、事務の適正化と財政の健全化に重点を置き、税理士による経理指導及び内部監査を随時実施する。

9. その他

社会保険事業の運営上、必要と認められる事項については、一般社団法人全国社会保険協会連合会及び近隣府県の社会保険協会と連携・協力して、円滑な運営に資することとする。